



発行 東京都

目次

36

規則

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
.....（総務局人事部職員支援課）.....
- 一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則：（同）.....
- 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（総務局人事部制度企画課）.....
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則.....（同）.....
- 東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則.....（同）.....
- 東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則：（総務局人事部調査課）.....
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則.....（会計管理局管理部会計企画課）.....

訓令

- 東京都職員の人事考課に関する規程の一部改正.....（総務局人事部制度企画課）.....

規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

●東京都規則第五十号

東京都知事 小池 百合子

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の三項を加える。

3 任命権者は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

一 第三号に規定する職場以外の職場に勤務する職員（次号に掲げる職員を除く。）

次のイ及びロに定める時間

イ 一月について四十五時間

ロ 一年について三百六十時間

二 一年において勤務する職場が次号に規定する職場から前号に規定する職場となつた職員 次のイからハまでに定める時間及び月数

イ 一年について七百二十時間

ロ 次号に規定する職場から前号に規定する職場となつた日から当該日が属する月の末日までの期間（以下「特定期間」という。）が属する月において次号イ、ハ及びニに定める時間及び月数

ハ 特定期間の末日の翌日から一年の末日までの期間において次の(1)及び(2)に定める時間

(1) 一月について四十五時間

(2) 三十時間に当該期間の月数を乗じて得た時間

三 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い職場として任命権者が定める職場に勤務する職員 次のイからニまでに定める時間及び月数

イ 一月について百時間未満

ロ 一年について七百二十時間

ハ 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び

五月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一月当たりの平均時間について八十時間

二 一年のうち一月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六月

4 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処、重要な政策に関する条例の立案その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものとして任命権者が認めるものをいう。以下同じ。）に従事する職員又は任命権者が定める期間及び場合において特例業務に従事していた職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限り、同項の規定は適用しない。

5 任命権者は、前項の規定により、第三項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第七条第三項第三号ハ（同項第二号ロに掲げる場合を含む。）の規定の適用については、同項第三号ハ中「五月の期間」とあるのは、「五月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十一号

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四

号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第七条第一項」の下に「及び第三項から第五項まで」を加える。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十二号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「十六」を「二十二」に改める。

別記様式第四号を次のように改める。

附則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則別記様式第四号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十三号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「二万分の九千二百四十」を「二万分の九千二十」に、
 「二万分の一万二千五百九十九」を「二万分の一万二千二百九十九」に改め、同項第三号中「二万分の二万」を「二万分の一万九千五百」に改め、同項第四号中「二万分の九千三百四十五」を「二万分の八千九百」に、「二万分の一万六千五百」を「二万分の一万五千五百」に改め、同項第五号中「二万分の九千四百五十」を「二万分の九千」に、「二万分の一万六千」を「二万分の一万五千」に改め、同項第七号中「二万分の五千三百四十」を「二万分の五千百十七・五」に改め、同項第八号中「二万分の四千四百五十」を「二万分の四千二百二十七・五」に改め、同項第九号中「二万分の四千五百」を「二万分の四千二百七十五」に、「二万分の六千」を「二万分の五千五百」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十四号

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年東京都規則第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条第一項に定める本庁の局長、青少年・治安対策本部長」を「第九条第一項に規定する局長、都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十五号

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則

東京消防庁の組織等に関する規則（昭和三十八年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の部」の下に、「対策本部」を加え、同項の表企画調整部の項中「広報課」を「広報課」に改め、同表装備部の項の次に「オリンピック・パラリンピック準備室」を加える。

オリンピック・パラリンピック競技大会対策本部

オリンピック・パラリンピック対策室

第三条第一項中「第一項の部」の下に、「対策本部」を加え、同項の表企画調整部の部オリンピック・パラリンピック準備室の項を削り、同表装備部の項の次に次のように加える。

オリンピック・パラリンピック競技大会対策本部

オリンピック・パラリンピック対策室

- 一 オリリンピック・パラリンピックに係る総合調整に関する事。
- 二 オリリンピック・パラリンピックに係る警防対策に関する事。
- 三 オリリンピック・パラリンピックに係る予防対策に関する事。

第四条第五項及び第六項を削る。

第十条第一項中「部長を」の下に「、対策本部に対策本部長を」を加え、同条第二項中「総務部に国際業務担当課長」を「警防部に即応対処部隊担当課長」に改め、同条第六項中「部」の下に「及び対策本部」を加える。

第十一条中「、消防副士長」を削る。

第十二条第一項の表を次のように改める。

階級	定数
消防総監	一人
消防正監	一〇八人
消防司令長	三三六人
消防司令補	一七、七六二人
消防士	一八、一九七人

第十三条第三項中「部長」の下に「及び対策本部長」を加え、同条第十項中「国際業務担当課長」を「即応対処部隊担当課長」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十六号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改め、同条第二号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

第六条第一項第二号中「とし、東京消防庁第三消防方面本部については副本部長」を削り、同項第三号の表中「（第三消防方面本部を除く。）」を削る。

第二十三条第一項第一号中「次号において同じ。」を削り、同項第二号中「で、日々調定を行うもの」を削る。

第八十一条の二中「（概算払をするものを除く。）」を削る。

第八十三条の次に次の一条を加える。

（口座振替の方法により概算で支給する旅費の精算）

第八十三条の二 前条第二項から第五項までの規定にかかわらず、第八十一条の二及び前条第一項第一号の規定に基づき口座振替の方法により概算で支給する旅費の精算は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 局長又は所長は、概算払を受けた者に、その用件終了後五日以内に当該概算払の計算の基礎を明らかにした精算書を提出させ、当該精算書を収支命令者を経由の上、その用件終了後十日以内に、会計管理者又は特別出納員に送付しなければならない。ただし、外国旅行以外に係る旅費の場合であつて、精算において追給又は返納を要しないときは、当該精算書の会計管理者又は特別出納員への送付は省略するものとする。

二 局長又は所長は、前号の精算書を送付するときは、同時に支払の内容及び経過を明らかにした決定文書その他の関係書類を会計管理者又は特別出納員に送付しなければならない。

三 概算払を受けた者は、精算残金について、納付書により、直ちに指定金融機関、

指定代理金融機関又は公金収納取扱店に返納し、その領収書を第一号の精算書に添付しなければならない。

2 第二十四条の第三項の規定は、前項第一号の精算書及び同項第二号の決定文書その他の関係書類の返付について準用する。

3 局長又は所長は、第一項各号の規定による精算手続を完了しなければ、同一の用件については、重ねて概算払をすることができない。ただし、緊急やむを得ないものについては、この限りでない。

別記附属様式目次中「第四十一号様式の二 甲・乙・丙・丁 小切手振出済通知書第七十条」を「第四十一号様式の二 甲・乙 小切手振出済通知書 第七十条」に改める。

別記第七号様式甲表中

所管区分	組織コード
------	-------

を

所管区分	元	組織コード
------	---	-------

に

組織コード	債権者コード	組織コード(委任元)	番号	丁
-------	--------	------------	----	---

を

元	組織コード	債権者コード	組織コード(委任元)	番号	丁
---	-------	--------	------------	----	---

に改める。

別記第七号様式乙中

事業執行課(所) 組織コード	元	事業執行課(所) 組織コード
63	63	64

を

に改める。

別記第八号様式甲表中

所管区分	組織コード
------	-------

を

所管区分	元	組織コード
------	---	-------

に

組織コード	債権者コード	組織コード(委任元)	番号	丁
-------	--------	------------	----	---

を

元	組織コード	債権者コード	組織コード(委任元)	番号	丁
---	-------	--------	------------	----	---

に改める。

別記第八号様式乙中

事業執行課(所) 組織コード	元	事業執行課(所) 組織コード
63	63	64

に改める。

別記第四十一号様式の二丙及び第四十一号様式の二丁を削る。

附 則

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都会計事務規則別記第七号様式甲から第八号様式乙までによる用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

訓 令

●東京都訓令第三号

事 支 庁 中 一 所 庁 般

収用委員会事務局
労働委員会事務局

東京都職員の人事考課に関する規程（平成十四年東京都訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

第二条第五号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改め、同条第七号中「及び室長」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第五条第三号中「一般職非常勤職員の任用等に関する規則」を「会計年度任用職員の任用等に関する規則」に、「一般職非常勤職員及び」を「会計年度任用職員及び」に、「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第五条第三号の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001